

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： ケアセンターあんさんぶる稲城

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 6年 4月 1日 現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (042-401-5923) (受付: 月～金曜日 09:00～18:00)

担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 齋藤 大輔 _____

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。受付日時間帯以外でも24時間転送電話にて対応。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアセンターあんさんぶる稲城
所在地	東京都稲城市大丸 1395-6
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (稲城市 第 1375100656号)
サービスを提供する実施地域※	稲城市・多摩市・町田市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名以上
事務員 0名

(3) 営業時間

月～土曜日 午前8時から午後6時まで

※ (日曜・12月29日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合

要介護 1・2 12,000 円 要介護 3・4・5 15,591 円

② 介護支援専門員取扱件数 40 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 6,011 円 要介護 3・4・5 7,779 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,602 円 要介護 3・4・5 4,663 円

④ 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合 (事務員配置・一定情報通信機器)

要介護 1・2 12,000 円 要介護 3・4・5 15,591 円

⑤ 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合 (事務員配置・一定情報通信機器)

要介護 1・2 5,823 円 要介護 3・4・5 7,547 円

⑥ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合 (事務員配置・一定情報通信機器)

要介護 1・2 3,491 円 要介護 3・4・5 4,530 円

⑦ 取得している加算

・初回加算 1ヶ月につき 3,315 円 (初回計画作成時に初月のみ算定)

・特定事業所加算(Ⅱ) 1ヶ月につき 4,652 円

下記の条件を満たす際に算定

常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。

常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること。

利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議をおおむね週に 1 回以上、定期的に開催していること。

24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応できる体制を確保していること。

介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合でも、対応できること。

家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会・研修会等に参加していること。

特定事業所集中減算が適用されていないこと。

介護支援専門員 1 人あたりの利用者数が 45 名 (居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は 50 名) 未満であること。

介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること。

他の法人が運営する居宅介護支援事業所と、共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービス含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

5. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

ケアセンターあんさんぶる稲城

苦情相談担当 齋藤 大輔 榎本 退助

〒206-0802 東京都稲城市大丸 1395-6

TEL 042-401-5923

FAX 042-401-5924

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

稲城市役所高齢福祉課介護保険係

〒206-0802 東京都稲城市東長沼 2111

TEL 042-378-2111

町田市役所いきいき生活部介護保険課

〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22

TEL042-722-3111

多摩市役所健康福祉部介護保険課

〒206-0011 東京都多摩市関戸 6-12-1

TEL 042-338-6901

東京都国民健康保険団体連合会

〒102-0072 東京都千代田区 3-5-1 東京区政会館 10 階

TEL 03-6238-0177 (苦情相談窓口直通)

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

7. 当法人の概要

法人種別・名称	営利法人 合同会社 Efriends
社員数	5名（正社員のみ）
設立	平成29年12月
所在地・電話	神奈川県相模原市中央区宮下2-21-4 代表社員 榎本退助 電話 042-401-5923
事業内容	居宅介護支援事業、訪問介護事業

8. 虐待防止に関する措置

法人内に虐待防止委員会を設置し、年1回以上、全従業員に対して虐待防止に関する研修を実施し、虐待事由発生の予防に努めます。

虐待事由が発生した際は、虐待防止委員会にて事由を検討し、然るべき手順を踏まえ、行政等に通報を実施します。

9. ハラスメント防止に関する措置

法人内でハラスメント防止委員会を設置し、年1回以上、全従業員に対してハラスメント研修を実施し、ハラスメント事由発生の予防に努めます。

ハラスメント事由が発生した際は、ハラスメント防止委員会にて事由を検討し、然るべき手順を踏まえ、行政等に通報を実施します。

10. BCP（事業継続対策）に関する措置

法人内に災害対策委員会を設置し、年1回以上、全従業員に対して災害対策に関する研修を実施し、災害（風水害・地震・火災）発生時の事業継続に努めます。

事由が発生した際は、災害対策委員会にて事由を検討し、然るべき手順を踏まえ、行政等に通報、職員への指示を実施します。

11. 感染症予防及び蔓延防止に関する措置

法人内に感染症対策委員会を設置し、年2回以上、全従業員に対して感染症対策に関する研修を実施し、感染症蔓延時の事業継続に努めます。

事由が発生した際は、感染症対策委員会にて事由を検討し、然るべき手順を踏まえ、行政等に通報、職員への指示を実施します。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、計画作成料をいただきません。

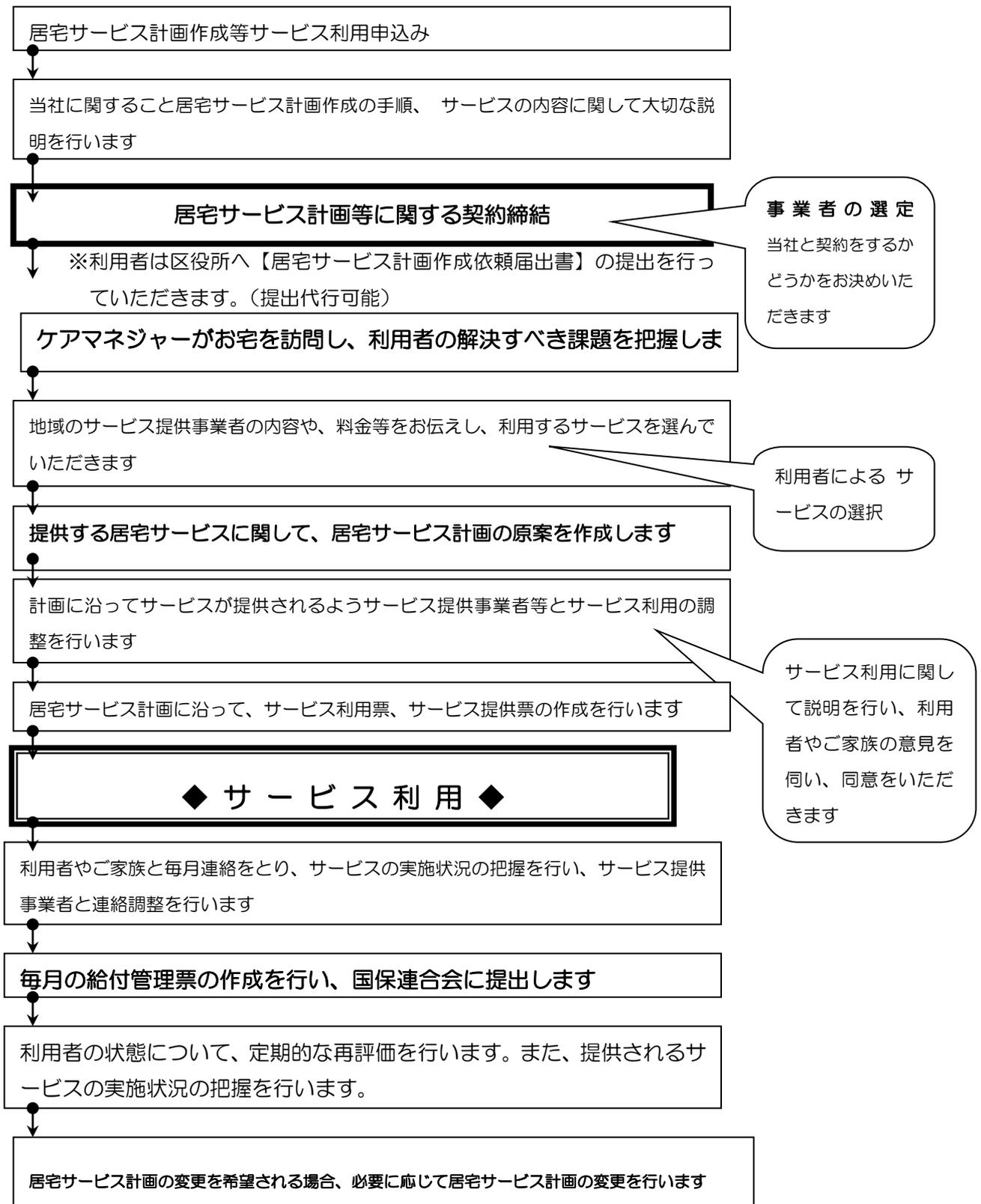
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された介護保険サービス利用に関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】

住所

氏名

印

【利用者家族】

住所

氏名

(続柄)

印

【代理人】

住所

氏名

(続柄)

印

個人情報利用同意書

私（および私の家族）と合同会社 Efriends ケアセンターあんさんぶる稲城との間の介護保険法に基づく契約書第13条の秘密保持に関し、ケアセンターあんさんぶる稲城が私のよりよき介護のため、下記により必要最低限の範囲で私の個人情報等を契約の有効期間中用いることに同意します。

1 使用目的

- (1) 利用者様からの依頼に基づく各種サービスを提供するため
- (2) 提供したサービスの請求業務などの事務業務のため
- (3) 他のサービス提供者との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答のため
- (4) ご家族への心身の状況、緊急を要する場合の医療機関等への連絡のため
- (5) 当事業所からのサービス向上を目的としたアンケートの依頼および集計、検討のため

2 個人情報を提供する事業所 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所 病院又は診療所

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。

個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

(家族) 住所 _____

氏名 _____ 印

本人との関係 _____